

社会福祉法人睦会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び社会福祉法人睦会定款（以下「定款」という。）第9条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事の報酬、賞与及び退職手当並びに退職慰労金
- (2) 非常勤の役員の報酬 及び退職慰労金
- (3) 評議員の報酬

2 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。

3 退職慰労金は、役員としての年数に応じ別表5により支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬は別表第1に定める額
 - (2) 賞与は別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 退職手当及び退職慰労金の支給は別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表4に定める額
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第4に定める額

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、社会福祉法人睦会職員給与規定第4条の規程に準じて支給する。）
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月に給与規程第19条に準じて支給する
 - (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合は給与規程第22条に準じて支給する
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、別表第4のとおり支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあっては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

平成12年10月 1日 制定

平成14年 3月27日 改訂

平成26年 3月27日 改訂

平成27年 3月27日 改訂

平成28年 9月23日 改訂 (別表ただし書き)

平成29年 3月28日 改訂 (定款変更に伴い)

別表第1（第3条関係）

- 1 役員報酬総額は年間53,000,000円以内とする
 - ① 常勤理事の報酬は、社会福祉法人睦会の給与規程に準ずる
 - ② 非常勤理事の報酬は別表4に定める額
 - ③ 理事会に出席する役員報酬は別表4に定める額

別表第2（第3条関係）

常勤理事及び兼務職員の場合の賞与は給与規程に準じ下記のとおりとする。

6月の賞与：報酬の月額×2.15

12月の賞与：報酬の月額×2.15

上記以外の非常勤理事に関しては、賞与は支給しない。

別表第3（第3条関係）

退職手当は常勤理事のみ給与規程に準じて支給する。

非常勤理事の退職手当は支給しない。

役員退職慰労金は別表第5により支給する。

別表第4（第3条関係）

非常勤役員報酬

（単位：円）

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬（月額）	200,000	月8日勤務
本部事務局長業務報酬（月額）	160,000	月8日勤務

ただし、勤務日数が4日以上8日未満の場合は、日割り計算とする。

会議出席の役員及び評議員

（単位：円）

開催会議名	役職名	報酬日額	旅費（1回）
理 事 会	理事・監事	9,137	2,000
監 事 会	監 事	20,274	2,000
評 議 員 会	評 議 員	9,137	2,000

ただし、理事長及び本部事務局長並びに常勤理事には支給しない。

別表第5（第2条関係）

役員退職慰労金について（理事・監事）

※退職金として支給する

役 員 期 間	慰労金	参考任期
2年以上 6年未満	10,000 円	1期～ 2期
6年以上 10年未満	50,000 円	3期～ 5期
10年以上 14年未満	100,000 円	6期～ 7期
14年以上 18年未満	150,000 円	8期～ 9期
18年以上 22年未満	200,000 円	10期～ 11期
22年以上 26年未満	250,000 円	12期～ 13期
26年以上	300,000 円	14期～